

住宅用火災警報器全戸配布について

既存の住宅では、平成23年5月31日までに住宅用火災警報器を設置しなければなりません。（鳥取中部ふるさと広域連合火災予防条例）

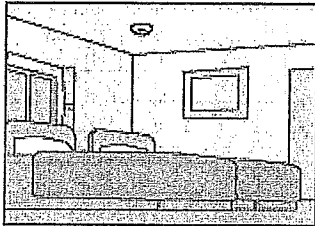
しかし、平成21年3月現在の設置率は全国平均45.9%に対し、鳥取県は15.1%と大幅に低い状況です。

住宅火災による死者が急増中で、その7割が逃げ遅れによるものであり、火災を早く見つけて知らせ、逃げ遅れを防ぐ住宅用火災警報器の設置は安全で安心な生活をするために必要です。

既に一部の市町村では、購入に対し一部助成を実施していますが、大幅な設置率向上となっていない現状のようです。

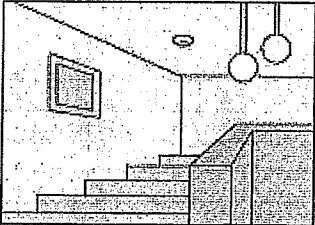
住宅用火災警報器の主な設置場所

1.
まずは寝室



就寝に使用する部屋に設置します。（普段就寝している部屋のごとく、来客が就寝するような部屋は除きます。）

2.
次に階段



就寝に使用する部屋がある階段の踊り場の天井、または壁面に設置します。（避難階（1階など容易に避難できる階）は除きます。）

（住宅防火対策推進協会HPの資料をもとに作成）

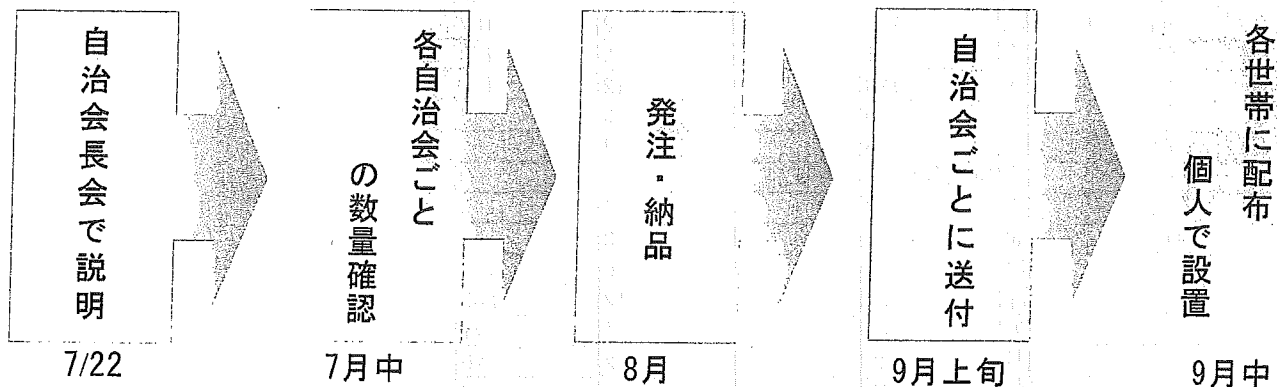
これらのほかにも、住宅用火災警報器を設置しなければならない場所が、条例で定められています。
詳しくは、消防局または最寄りの消防署へお問い合わせください。

そこで、北栄町では全世帯を対象に、住宅用火災警報器（煙式）を配布します。

また、既に寝室、階段等に設置済みの世帯にも、より火災発見が早まるように居間などに設置いただくよう配布します。

ただし、既に町より住宅用火災警報器が無償で配布されている世帯には、今回配布はいたしません。

住宅用火災警報器全戸配布の流れ



住宅用火災警報器配布世帯数

平成21年7月1日現在

行政区/役員名		世帯数	町営住宅設置済	独居住宅設置済	配布世帯数
江	北	161		12	149
江	北	67		4	63
東	新田	49			49
西	新田	43		1	42
国		71		11	60
国	坂	110		6	104
大		82	6	4	72
田		126		9	117
土		96		3	93
米		91		12	79
北	条	79		9	70
北		63		3	60
弓		90		13	77
弓	原	48		7	41
駅		47		2	45
下		120		8	112
松		123		7	116
	曲	92		8	84
み	どり	140		7	133
向	山	38	15	2	21
中	央	81	8	1	72
山		21		4	17
み	どり	190		8	182
小	河	19			19
み	どり	135		5	130
国	坂	79		1	78
さ	つきヶ丘	60			60
み	どり	124		11	113
国	坂	34		2	32
さ	く	48			48
西		192		17	175
東		92		3	89
東	園	65		1	64
六		111		7	104
六	尾		町営住宅設置済		0
瀬		126		10	116
	原	102		7	95
大		92		5	87
西	穂	13		1	12
穂		24		2	22
亀		111		6	105
東	亀	125	16	10	99
下		46			46
上		23		1	22
茶	ヤ	16			16
西	高	35		2	33
東	高	32		1	31
岩		17			17
高		23		3	20
由	良	195		8	187
由	良	151		9	142
由	良	128		12	116
由	良	69		5	64
由	良	65		4	61
由	良		町営住宅設置済		0
由	良	48		2	46
緑	ヶ丘	68		3	65
妻		168		10	158
大		267		12	255
別		25		4	21
比		22		2	20
青		17			17
二	子塚	15			15
	合計	5,010	45	307	4658